

## 白川町広告宣伝支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大により、事業活動の影響を受けている町内事業者の経済活動を支援するため、事業者が実施する広告宣伝費に要する経費の一部を補助することに関し、白川町補助金等交付規則（平成9年白川町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 町内に事業所等（現に事業を営む事業所、事務所、営業所、店舗、その他事業に必要とする施設として町長が適当と認めるものをいう。）を有していること。
- (2) 個人にあっては本人、法人にあっては当該事業所が町税及びこれに準ずる納付金の滞納がないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が町内の事業所等において実施する広告、宣伝その他の営業活動を促進する費用で、次に掲げるものとする。

- (1) パンフレット、ポスター、チラシ、カタログ、クーポン券等の印刷物の作成及び発送に要する費用
- (2) 新聞、雑誌、地域情報誌等の掲載又は折り込みに要する費用
- (3) テレビ、ラジオ、インターネット等でのCMの制作及び発信に要する費用
- (4) 看板、のぼり等の作成及び設置に要する費用
- (5) ウェブサイトの作成及び更新に要する費用
- (6) ふるさと納税の推進に資する費用
- (7) その他町長が必要と認める費用

2 補助対象経費は、町長が別に定める日までの間に支払いしたものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1事業所あたり20万円を限度とする。

2 補助金は、補助対象者に対し、当該年度において1回に限り交付するものとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める日までに、白川町広告宣伝支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し又は支払証拠書類
- (2) 補助対象事業の実施状況がわかる写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、白川町広告宣伝支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査にあたり、申請者が町税及びこれに準ずる納付金を滞納していないことを、納付金等納付状況調査書（様式第3号）により確認するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げをしようとする者は、交付決定通知書を受け取った日から起算して15日以内に、申請を取り下げる旨の書面を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、第5条に規定する申請をもってこれに代えるものとする。

(額の確定)

第9条 規則第14条の規定による額の確定通知は、第6条に規定する交付決定通知書をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書を受け取った日から起算して20日以内に白川町広告宣伝支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が規則若しくはこの要綱の規定に違反した場合又は虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による取消し又は返還を命ずるときは、白川町広告宣伝支援事業補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

白川町長 様

所在地

事業所名

代表者名

電話番号

白川町広告宣伝支援事業補助金交付申請書

白川町広告宣伝支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり必要書類を添えて申請します。なお、町税及びこれに準ずる納付金の納付状況について、貴職が職権で調査することに同意します。

記

交付申請額	円（限度額：200,000円） （1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	
補助対象事業の内容		
補助対象経費の内訳 ※支払先が5以上の場合は、別途内訳を添付して下さい。	支払先	支払額
	①	円
	②	円
	③	円
	④	円
	⑤	円
	合計	円

※ 添付書類

- (1) 領収書の写し又は支払証拠書類
- (2) 補助対象事業の実施状況がわかる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

様

白川町長

白川町広告宣伝支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請があった白川町広告宣伝支援事業補助金の交付については、白川町広告宣伝支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

1. 下記のとおり交付を決定します。

交付決定額 円

2. 下記事由により、申請を却下します。

却下理由

3. 交付条件

- (1) 補助対象事業により取得した物品については、町長が別に定める日までは、目的外での使用、譲渡等を行ってはならない。
- (2) 補助対象事業の実施により生じた問題については、町は、一切責を負わないものとする。
- (3) 白川町補助金等交付規則及び白川町広告宣伝支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

納付金等納付状況調査書

内容	滞納の有無	確認日	確認担当課
町民税	有 ・ 無	年 月 日	
固定資産税	有 ・ 無	年 月 日	
軽自動車税	有 ・ 無	年 月 日	
国民健康保険税	有 ・ 無	年 月 日	
後期高齢者医療保険料	有 ・ 無	年 月 日	
介護保険料	有 ・ 無	年 月 日	
保育料	有 ・ 無	年 月 日	
水道使用料	有 ・ 無	年 月 日	
町営住宅使用料	有 ・ 無	年 月 日	
備考			

様式第4号（第10条関係）

白川町広告宣伝支援事業補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、上記の金額を請求します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

白川町長 様

(振込先)

金融機関名	銀行 金庫 農協	本支店名	支店 支所 出張所
預金種別	普通・当座	フリガナ	
口座番号		口座名義	
ゆうちょ銀行	記号	番号	

※ゆうちょ銀行の場合、通帳の写し(記号番号の記載してある部分)を添付してください。

※申請者名義の口座をお願いします。

本事業は、年 月 日、完了確認(検査)済であることを証する。

年 月 日 課長

様式第5号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

白川町長

白川町広告宣伝支援事業補助金交付決定取消通知（返還命令）書

年 月 日付け 第 号で交付決定した白川町広告宣伝支援事業補助金については、下記のとおり当該交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。

については、交付済の下記の金額を 年 月 日までに白川町に返還してください。

記

取消額 円

補助金を取り消しすることとなった理由

--

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に白川町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。